

## 献辞

長淵満男先生は、平成二十二年三月をもって、定年で本学を退職されることになりました。先生は、昭和十七年三月一日に福岡県にお生まれになり、昭和三十九年三月に神戸大学法学部を卒業後、同年四月に神戸大学大学院法学研究科修士課程に進学、また昭和四十一年四月には博士課程に進まれ、その後、高知大学文学部、大阪府立大学経済学部講師を経て、昭和五十二年四月に甲南大学法学部に労働法の教授として着任されました。それ以降、先生は、本学部専任教授として、労働法、社会保障法の教育・研究、及び大学行政、さらには学生の課外活動の指導に尽力され、平成九年には、甲南学園より永年勤務者表彰（二十年表彰）を受けられました。

長淵先生は、本学において、学部では、主として労働法及び社会保障法の講義・演習を担当され、また大学院においては、就任されてから平成十五年に法学専攻が廃止されるまで、演習と労働法特殊講義を担当され、多数の有為な人材を社会に送り出されてきました。

長淵先生の研究活動は四つの期間に区分されます。第一期は、大学院博士課程在籍中及び高知大学在職中の期間であり、労働契約理論に関わる研究を中心として、当時、配転理論の構築が実践的急務であったこともあって、配転・解雇・懲戒処分等の法理の解明に尽力されました。第二期は、大阪府立大学を経て甲南大学に就任され、新たな環境のもとで研究活動に取り組みだされた時期です。この時期は、官公労働者の労働基本権の確立が現実化する展望が大きく開けた時期でもあり、このような時代背景のもと、先生は、官公労働者の労働基本権に関する比較法的研究や民間労働者の労働基本権、とりわけ団結活動・争議行為権の権利内容の充実化、使用者の対抗的

権限の制約に関する法理の形成・発展に尽力されました。第三期は、司法反動と二度にわたるオイルショックに起因する企業の経営戦略の変化により、集団的労働法を取り巻く状況が激変した時期であり、この時期に、長淵先生は、就業規則論や時間外労働・割増賃金、労働時間法制の研究に従事されると同時に、団結権法制と団結による労働関係規制の法理を堅持するオーストラリア労働法の研究に取り組みました。第四期は、我が国における労働時間・賃金に関する法の規制緩和の動向に批判的な視点から、その法的課題を検討するために、オーストラリア労働法の研究に邁進された時期であります。

このように、長淵先生は、日本社会の民主化は、労働者の地位の向上及び使用者と労働者の対等・平等な法的関係の確立なくしてはありえないとの認識から、労働者の権利拡充と使用者の権限制約を自らの労働法研究の基底にすえ、その法理論の探究・創造に尽力されてこられました。

また、学内行政に関しても、学生部委員会、広域副専攻センター運営委員会、国際交流センター運営委員会、入試制度検討委員会、公開講座委員会、大学院委員会などの委員として学内の多種の要職を歴任され、本学の在職三十二年の長きにわたって大学運営に貢献されてこられました。

このたび、甲南大学法学会は、このような先生の多年にわたるご功績と学恩とに敬意と感謝の気持ちをこめて、『甲南法学』の月号を記念号として献呈させていただくことにしました。先生が、今後とも、ますますご健康で、学界のため、また広く社会のためにご活躍くださいますことを心からお祈り申し上げます。

甲南大学法学部長

島田 茂